

国の中小企業対策に関する重点要望

2018年7月27日
東京商工会議所

わが国経済は、不確実性を増す国際情勢が懸念されるものの、緩やかな回復基調を維持している。デフレという異常時からほぼ脱却を果たした今、潜在成長率をさらに引上げ、持続的な成長基盤を構築することが重要である。人口減少社会にあっても成長率を引上げるためには、限られた労働投入量で付加価値を高める、すなわち生産性を向上させることが最大の課題である。わが国全体で生産性向上を推し進めるにあたり、日本の企業数の99.7%、雇用の約7割、付加価値の約5割を占める中小企業・小規模事業者の具体的な行動が不可欠である。

近年の第四次産業革命の進展により、IoTやAI、ビッグデータ、ロボットなど新たな産業や技術が誕生していることは、生産性向上を推進する好機と言える。中小企業にとって取り組む余地が大きいICT投資や設備投資の推進、新技術の積極的な活用などハード面での取り組みを促進する必要がある。あわせて、働き方改革や多様な人材活躍推進などソフト面の取り組みを推進することで、中小企業の実産性向上に大きな効果が期待される。また、中小企業の実産性向上を阻害している不公正な取引環境や不合理な商慣習を是正するとともに、大企業の実産性改革への取り組みの影響が中小企業にしわ寄せされないよう、公正な取引環境実現のための監視や指導を徹底すべきである。

一方、中小企業の実産性者の高齢化が進展していることから、今後5年間で多くの中小企業が事業承継期にさしかかる「大実産性承継時代」が到来している。昨年度実施した東京商工会議所の調査では、後継者の年齢を踏まえた適切な時期での実産性交代は企業の実産性を高め、実産性向上に寄与することが明らかになった。抜本的に拡充された事業承継税制の実産性に向けた普及・啓発を進めるとともに、早期の実産性者の気づきの促進をはじめ、後継者教育の実産性、事業承継計画の策定、事業承継の実産性サポートなど円滑な事業承継に向けた支援をさらに強化していく必要がある。

上記の課題解決へ向けた取り組みは自助努力が前提ではあるものの、実産性資源の限られた中小企業・小規模実産性者には限界があることから、政策面での後押しや環境整備・制度改革をきめ細やかに行うべきである。

以上の観点から、当商工会議所は以下の政策の実産性を強く要望する。また、いずれの実産性策・制度においても、中小企業が必要な情報を実産性入手できるよう積極的に周知するとともに、複数年度での補助金執行等、中小企業の実産性ニーズや実産性に即した仕組みづくりと運用の実産性を図られたい。当商工会議所は、中小企業の実産性成長に向け、関係諸機関との連携を密にし、地域の総合実産性団体として、中小企業支援に尽力する所存である。ついでには、政府におかれても、会員企業の実産性を集約した以下の要望をくみ取り、実産性に向けて取り組まれたい。

I. 中小企業の生産性向上に向けた高付加価値化と効率化の取り組み支援

1. ICT投資や設備投資などによる生産性の引上げ

(1) 中小企業のICT投資促進のための伴走型支援

ICTの利活用は、企業の規模や業種を問わず、生産性向上を考える際に避けては通れない道であり、当商工会議所のアンケート調査においても、ICTの利活用に取り組んだ企業の多くは「生産性向上に効果があった」と回答している。一方で「既に取り組んでいる」と答えた企業は半数にも満たないことから、ICT投資促進の余地は大きい。ICT利活用による生産性向上を地域の中小企業・小規模事業者全体に広げるためには、専門知識とICTツールを提供できる情報サービス業の事業者が、身近な相談相手として大きな役割を担っていくべきである。その役割を安定的に果たすには、比較的小規模な情報サービス業事業者自身の経営を強化する必要がある。したがって、従業員数20人以下の事業者に対しても、小規模事業者向けの施策も含め、経営課題に応じた支援ができる制度を構築すべきである。

昨年度より実施されている「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」は、導入支援事業者や専門家が伴走型支援を行いつつ、適切なICTを導入することで着実な成果が見込まれることから、高く評価できる。その効果を最大化するためには、導入前の経営診断とともに、導入後のフォローと効果測定から改善策の検討につながるPDCAサイクルの確立が重要となるため、伴走型支援を強化していく必要がある。さらに、内製化のニーズにも対応するため、社内プロジェクトマネジメントに関するコンサルティング費用に補助対象を拡大するなど、より利用しやすい制度とされるとともに、補助率・上限額の引上げ（50万円→100万円）および下限額の撤廃を求める。また、業務効率化等「守りのICT投資」だけでなく、新製品・新サービス開発や、顧客行動・市場分析等の「攻めのICT投資」が、今後中小企業にも求められることから、活用に向けた事例を積極的に発信すべきである。

ICTの利活用と同時に重要なのは、セキュリティ対策である。近年、世界規模でのサイバー攻撃が発生し、大企業のみならず、中小企業も自社の持つ技術や情報、ノウハウの流出の危機に晒されている。情報セキュリティに精通した専門人材の育成や、中小企業の情報セキュリティ対策・導入支援を強化されたい。

【要望内容】＜経済産業省、総務省＞

- 地域の中小企業・小規模事業者の生産性向上を担う「情報サービス業」における小規模事業者「従業員要件」の「5人以下」から「20人以下」への拡大（商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の改正）
- 専門家や地域の情報サービス業事業者による、業務やバリューチェーンの可視化、適切なツール導入からアフターフォローまでの伴走型コンサルティング支援強化（サービス等生産性向上IT導入支援事業の継続・拡充（補助率の引上げ（2分の1→3分の2）、上限額の引上げ（50万円→100万円）および下限額の撤廃）
- 新製品・新サービス開発に資する「攻めのICT投資」推進に向けて、先進的な取り組み事例のポータルサイト等を通じた積極的な発信

- 情報セキュリティに関する専門人材の育成、中小企業における情報セキュリティ対策や導入に向けた支援
- ITコーディネーター等、専門家やICT投資を先導できる人材の育成強化

(2) 設備投資や新製品・新サービス開発による生産性向上

中小企業・小規模事業者の設備投資額は、緩やかな増加傾向にあるものの、事業の先行きや資金繰りに対する不安感等を背景に、老朽化に伴う設備の維持・更新を主たる目的とするものにとどまり、生産性向上や競争力強化に向けた投資を控える企業も多い。また、人材確保や労働環境の改善を目的とした福利厚生施設や事務所への設備投資も求められている。前向きな設備投資を推進するため、設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業等活性化税制）を継続し、対象設備に、働き方改革に資する建物や中古設備を追加するなど、拡充を図られたい。

昨年度補正予算において「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」が大幅拡充されたことは、中小企業・小規模事業者の革新的な取り組みを後押しするものとして大いに歓迎する。事業展開や成果に関する事例を発信し、より多くの企業のチャレンジにつながるよう、1,000億円の予算額を維持する等、引き続き支援を継続されたい。

第四次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資が極めて重要であることから、研究開発税制は、制度全体として、恒久化し、安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発をさらに後押しする観点から、人件費計上に係る「専従要件」の大胆な緩和（概算比率での計上等）や、経済環境の悪化時における研究開発の継続に資する研究開発費の繰越控除制度の復活など、研究開発税制の拡充を図られたい。

【要望内容】<経済産業省、財務省>

- 設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業等活性化税制）の継続・拡充（働き方改革に資する建物等や中古設備を対象設備に追加など）
- 新製品開発や成長産業への進出支援策強化（ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の継続・予算額1,000億円の維持、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）の強化など）
- 研究開発税制の拡充（人件費計上に係る「専従要件」の大胆な緩和（概算比率での計上等）、経済環境の悪化時における研究開発の継続に資する研究開発費の繰越控除制度の復活など）

(3) IoTやAI、ロボット、ビッグデータなどの先端技術・産業への対応に向けた支援

生産性向上や新製品・ビジネスモデルの開発を図るためには、産業全体による取り組みと個人の取り組みの双方を推進する必要がある。第四次産業革命を迎えるにあたり、流通BMSやFinTechに代表されるプラットフォームの変革は、バリューチェーンやサプライチェーン全体の飛躍的な生産性向上につながる。データがつながり、有効活用されることにより技術革新や生産性向上等を行い、課題を解決する「コネクテッド・インダストリーズ」実現に向けた取り組みを強力に推進すべきである。一方で、その大きな変革の波に取り残される中小企業・小規模事業者がないよう、きめ細やかな支援も必要である。

経営資源の限られた中小企業・小規模事業者にとっては、新しい技術に対して低コストで身の丈に合った投資を行い、その結果を検証し効果を確認することが、先端技術の導入に向かう入口となる。当商工会議所においてもものづくり企業に対して行った調査でも、特に製造現場ではデジタルツールの活用が進んでおらず、現在活用している企業は2割以下にとどまる。一方で、データの事業利用においては「可能であれば活用したい」との回答が最も高く、約4割を占めており、取り組みを促進する余地は大きい。したがって、「スマートものづくり応援隊」等を通じて先端技術の導入や活用に関する知識習得を引き続き支援するほか、それらを通じて生まれた好事例を周知することで、「身の丈IoT」の促進に取り組みたい。

また、高付加価値化と時代に対応した新製品・新ビジネスモデルの創出に向け、大学や研究機関による支援を強化するとともに、「次世代人工知能・ロボット中核技術開発事業」や「AIチップ開発加速のためのイノベーション推進事業」等の周知を強化し、新技術を持つ企業の発掘と活用推進を行うべきである。新技術の導入に際しては、実証や実現可能性に係る調査を慎重に行う必要があることから、その取り組みを行う中小企業にノウハウを提供するとともに、費用に対する補助制度を創設されたい。あわせて、先般成立した生産性向上特別措置法に基づき創設される「規制のサンドボックス」制度について、中小・中堅企業が使いやすい制度とするとともに、企業および支援機関への周知を徹底することで、新技術の社会実証を促進されたい。

【要望内容】 <経済産業省、内閣府>

- バリューチェーンやサプライチェーン全体に大きな影響や生産性向上をもたらすプラットフォーム変革の促進（流通BMSやFinTech等）および中小企業への支援
- 「身の丈IoT」促進に向けた、「スマートものづくり応援隊」等による知識習得支援および導入事例の積極的な発信
- IoT、ロボット、RPA、AIなど新技術の積極的な活用、およびそれらを用いた新たな事業分野や成長産業に対する参入支援、好事例の周知強化
- 新技術導入にあたっての実証や実現可能性調査に関するノウハウの提供、費用補助制度の創設
- 中小企業の先端技術導入に向け、大学や研究機関の協力による専門家の指導や設備提供等の支援強化
- 中小・中堅企業が使いやすい「規制のサンドボックス」制度の設計（分かりやすいガイドラインの提供、制度の活用企業に対する公共入札時における加点制度の導入）および同制度の周知徹底

2. 多様な人材の活躍や働き方改革を通じた生産性向上の推進

(1) 多様な人材の活躍に向けた環境整備・人材確保支援の強化

労働力の減少という構造的問題を抱える中、中小企業の人手不足はかつてないほど深刻化しており、事業継続が危ぶまれる企業も出始めている。今後もわが国が経済規模の縮小を防ぎつつ、成長し続けるためには、生産性の向上とともに「多様な人材の活躍推進」に取り組まなければならない。その中でも特に「女性」、「若年層」、「高齢者」の労働市場参画推進が必要である。

「女性」については、2016年より施行された「女性活躍推進法」を機にさまざまな取り組みが推進されているが、中小企業においては一般事業主行動計画の策定が努力義務であり、登録企業数は4,500社程度にとどまっている。中小企業の一般事業主行動計画策定を後押しするため、社内の働き方改革推進のみならず、人材採用や消費者・取引先へのPR効果など女性活躍推進法に関する周知と取り組みの好事例の発信強化を進めるとともに、計画を策定した事業者に対するインセンティブを拡充されたい。

「若年層」に対しては、職業観や就業観を醸成し、将来の主体的な職業選択につながる取り組みとして、インターンシップが有効である。インターンシップ実施率の維持・向上には、全事業所の9割を占める中小企業の参画が不可欠であるが、中小企業は、実施時における人員配置や費用が大きな負担となっている。したがって、インターン生受入れへの動機づけとなるよう、中小企業に限り、学生が自ら希望する場合は、インターンシップで得た学生情報を、広報活動・選考活動解禁後、採用活動に活用できるようにすべきである。

「高齢者」については、企業での取り組みに関する好事例を周知するとともに、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化により、さらなる雇用・活躍推進を促進されたい。また、実務の経験や能力を有する企業のOB等を、教育現場において活用することも有効である。

また、大企業で豊富な経験やキャリアを積んだ中高年人材が中小企業で活躍することは、即戦力の確保と新しい挑戦の後押しにつながる。大企業から中小企業への労働移動促進のため、産業雇用安定センター等のマッチング機能強化および周知PRを徹底されたい。

中小企業においては、人手不足のほか、グローバル化に対応できる即戦力等の観点からも外国人材に対するニーズが高まっていることから、受入業種・分野を拡充し、公的機関による外国人材への支援体制を整備するなど、「開かれた日本」の実現に向けた制度を構築されたい。

近年、最低賃金は政府方針のもとで大幅な引上げが続いており、影響を受ける企業の割合は年々高まっている。最低賃金の審議にあたっては、中小企業の実情や地域経済への影響を十分に考慮すべきである。

【要望内容】 <厚生労働省、内閣府、文部科学省>

- 女性のさらなる労働参画と活躍推進に向けた環境整備（女性活躍推進法の周知、一般事業主行動計画策定に関する周知強化およびインセンティブ拡充、待機児童解消や放課後児童クラブの拡充など）
- 若年層の採用に対する支援（インターンシップ推進に向けた負担軽減やノウハウの提供、中小企業限定での学生情報活用、中小企業の魅力発信など）
- 高齢者の活躍推進に関する好事例の周知、継続雇用に取り組む企業へのインセンティブ強化、教育現場での活用
- 大企業から中小企業への労働移動の促進（産業雇用安定センターによるマッチング支援強化）
- 「開かれた日本」の実現に向けた新たな外国人材受入制度の構築（受入業種・分野のさらなる拡大、公的機関による外国人材への支援体制整備など）
- 中小企業の実情や地域経済への影響に配慮した最低賃金の改定

(2) 中小企業の働き方改革の後押し

「働き方改革」は、これまでの労働慣行や社会の変革を促し、多様な人材の活躍と生産性向上を推進するきっかけとなるものであり、今般成立した「働き方改革関連法」に関しても、その考え方に基本的に賛同する。しかし、人手不足が深刻化する中、同法の柱である、「同一労働・同一賃金」や「時間外労働の上限規制」等は、中小企業の経営に多大な影響を与えるものと懸念される。中小企業への猶予期間は設けられたものの、同法の内容について十分な周知を行うとともに、働き方改革推進支援センターでの相談対応や、環境整備に対する助成の拡充等、企業内の体制整備に対するきめ細やかな支援を行うべきである。特に、時間外労働の上限規制に関しては、行政官庁の助言・指導について、「中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態等を踏まえて行うよう配慮する」との規定が盛り込まれていることから、各地の労働基準監督署における中小企業への丁寧な対応を徹底するよう求める。

【要望内容】 <厚生労働省、経済産業省>

- 「同一労働・同一賃金」や「時間外労働の上限規制」等、「働き方改革関連法」の施行時期および内容の周知徹底
- 中小企業の取り組みに対するきめ細やかな支援（働き方改革推進支援センターでの相談対応、企業の環境整備に関する助成拡充）
- 中小企業への助言・指導について、「配慮規定」を踏まえた対応の徹底

3. 事業承継や人材育成を通じた生産性向上の推進

(1) 早期の事業承継の促進による生産性向上の実現

現在、中小企業経営者のピーク年齢が 67 歳に達し、今後 5 年間で多くの中小企業が経営交代期を迎える大企業承継時代が到来している。昨年度、当商工会議所が調査した結果、事業を引き継いだ年齢が 30 代の経営者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」等に取り組み、業況を拡大させている割合が高いことが判明した。また、30 代～40 代前半を適切な事業承継時期として挙げている経営者も多く、中小企業が生産性向上を果たすためには、後継者が適切な時期に事業を引き継ぎ時代に合った経営をすることも重要なポイントとなる。

当商工会議所の調査では、後継者が決定している企業ほど事業承継対策が進んでいることから、経営者に事業承継の重要性について「気づき」を促進するとともに、現経営者だけではなく、後継者の年齢に着目した事業承継支援を進めるべきである。その際、後継者の能力向上に向けた後継者教育や、後継者をサポートする右腕人材の育成に向けた支援を強化すべきである。

多くの企業が後継者の確保を課題とする中、後継者の事業承継の意欲を喚起するためには、インセンティブ制度の導入も効果的な手段となり得る。現在、非同族会社のみ認められている利益連動給与に関しては、後継者の成長への意欲向上を図る観点から、同族会社も適用対象とすべきである。

【要望内容】 <経済産業省、財務省>

- 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の推進
- 後継者塾等、後継者教育に関する予算拡充、多様なニーズに対応するメニュー整備

- 事業承継補助金の予算の拡充（後継者の右腕となる幹部育成のための教育費用を対象経費に追加など）
- 後継者の事業承継意欲を喚起するため、同族会社に対する利益連動型給与の適用拡大

（２）人材育成を通じた生産性の向上

深刻な人手不足の中、限られた人員で経営を行う中小企業が成長を続けていくためには、人材を育成して生産性を向上させることが不可欠である。しかし、中小企業・小規模事業者は経営資源が乏しく、社内で十分な人材教育の体制整備を行うことは難しい。そのため、キャリア形成に資するジョブ・カード制度をさらに活用するとともに、ICT関連のスキル強化など産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発を通じて、中小企業の人材育成を支援されたい。なかでも、ものづくりの現場では、技術者の高齢化による技能の承継が困難であることや、労働集約的なサービス産業では生産性向上に関するノウハウが乏しい等の課題も多いことから、中小企業の技能承継に向けた支援メニューをさらに拡充されたい。

一方、IoT、AIなど新たな技術革新に対応するためには、社会人の「学び直し」（リカレント教育）は欠かすことができない。ついては、リカレント教育に取り組む企業に対する補助制度の創設を検討されたい。

また、労働者自らが学ぶ姿勢を後押しするために「人材開発支援助成金」制度において、「教育訓練休暇付与コース」が設けられているが、助成金受給のためには制度導入日から3年を要するとされている。この期間を短縮し、事業者が利用しやすい環境を整えられたい。

企業が生産性向上・価値向上を図るためには、従業員が健康かつ、元気に働くことが必要であり、健康管理を経営的な視点で捉えた「健康経営」の重要性は年々高まっている。中小企業の健康経営の普及・実践に向けた支援の強化、および健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化に努められたい。とりわけ、スポーツ実施率向上に向けて、職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充を図られたい。

【要望内容】＜厚生労働省、経済産業省、文部科学省＞

- 人材育成におけるジョブ・カード制度の活用、産業界のニーズに重きを置いた職業能力開発の充実
- ものづくりの技能承継やサービス産業での人材育成に対する支援（ものづくりマイスター制度の推進、「大人の武者修行」制度の拡充、日本版デュアルシステムの推進、職業高校や高等専門学校等の拡充など）
- 「社会人の学び直し」（リカレント教育）に取り組む企業に対する補助制度の創設
- 「人材開発支援助成金」制度の「教育訓練休暇付与コース」の運用改善（助成金受給までの期間短縮）
- 中小企業への健康経営の普及・実践支援の強化、健康寿命の延伸に向けた取り組み強化（インセンティブの導入・拡充や支援人材の育成等）、職場における運動習慣の定着化につながる取り組みへの支援拡充

II. 成長ステージに合わせた支援の強化

1. 新たなビジネスモデルの提供によりわが国を活性化させる創業の支援

わが国経済の持続的な成長のためには、創業による時代の変化に合わせた新陳代謝が不可欠である。そのためには、起業・創業を実現できる環境づくり、創業初期企業の着実な成長への支援が必要である。環境づくりについては、創業に伴う手続の簡素化・効率化が実現しつつあるが、今後も「規制改革推進会議」における行政手続の簡素化・効率化に合わせて、積極的な取り組みを求める。創業企業が創業初期から5年ほどで迎える、いわゆる「死の谷」を乗り越えるため、創業前からの入念な事業計画のブラッシュアップを行い、創業後は、事業性や成長性を評価した金融支援、創業期の税制面等の支援にくわえ、既存企業とのマッチング支援を通じ、創業企業の業績アップにつながる販路拡大を後押しされたい。

チャレンジ精神あふれる起業が盛んに行われる、活力に満ちた経済社会を目指すため、起業が評価される就業感の醸成も重要である。ついては、大学等にて実施される起業家教育による、アントレプレナーシップの醸成等にも取り組まされたい。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、文部科学省＞

- 創業時の開業手続のさらなる簡素化、利便性向上
- 創業期の「死の谷」を乗り越えるための継続的な支援の実施（地域創造的起業補助金の継続、創業後5年間の法人税免税・社会保険料減免）
- 大きなシナジー効果を生み出す創業企業と既存企業のマッチング支援（既存企業との商談や交流会等の接点強化など）
- アントレプレナーシップのみならず、就業観醸成にも資する大学等での起業家教育の推進

2. 持続的成長やさらなる飛躍を目指す中小企業・小規模事業者に対する支援

(1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者の持続的な成長に資する支援

わが国が今後も持続的な成長を遂げるためには、中小企業・小規模事業者の支援が必要であるが、とりわけ経営資源の乏しい小規模事業者に対しては、2014年に小規模企業振興基本法が制定され、支援が強化されてきた。一方、人口減少の中で企業数も減少し、大企業との生産性格差が拡大する中、ICTを活用した生産性向上の取り組み等によって、地域の経済を支えている小規模事業者の持続的な成長に向けたさらなる支援が急務である。

したがって、ICT活用による生産性向上を推進する中で、サービスを提供する鍵となる情報サービス業の支援・育成が重要であるが、同業種は多重下請構造・労働集約的な業種であり、収益力・財務力が脆弱である。また、小規模事業者の定義要件である「従業員要件」においても、建設業・製造業等の他業種と比較すると、当該業種の現行制度における企業者数の比率が少なく、さらなる支援を求める声も業界団体よりあがっている。ついては、重点的な支援を行うべく、同業種の小規模事業者としての定義要件である「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下）を図られたい。

小規模事業者への金融支援の中核を担うマル経融資制度は、経営指導を通じて経営改善に資するものであり、域内小規模事業者への伴走型支援実績増加に伴い、その利用件数も増加して

いる。今後の小規模事業者への持続的な発展支援において必要不可欠な制度であることから、利用件数拡大に対応すべく、制度の維持ならびに予算枠の堅持を図られたい。

また、全国 515 の商工会議所では、中小企業・小規模事業者の幅広い経営課題の解決・支援を通じ、地域の活力強化の一翼を担っている。については、商工会議所が地域産業振興に邁進できるよう、安定的な予算確保に向けた都道府県への指導を行われたい。

【要望内容】 <経済産業省、財務省、総務省、法務省>

- 多重下請構造・労働集約的な業種である「情報サービス業」への小規模事業者としての支援（「従業員要件」の拡大（5人以下→20人以下））（再掲）
- マル経融資制度の利用拡大に対応した予算枠の規模堅持、取扱期間（2019年3月31日まで）の延長、融資限度額・返済期間の特例（2019年3月31日まで）の延長・恒久化
- 商工会議所が取り組む経営改善普及事業予算の安定的確保に向けた都道府県への指導
- 中小企業者等の法人税率の特例延長（19%→15%）
- 小規模事業者の経営や地域経済を取り巻く環境変化に対応した小規模企業振興基本計画の見直し（「生産性向上」や「IT等を活用した経営の省力化・効率化」を重点施策に追加）
- 2020年施行の改正民法（債権関係）および2019年施行の改正商法（運送および海商関係）の周知徹底
- 中小企業・小規模事業者の法務対応力底上げのための啓発推進

（2）中小企業・小規模事業者の経営力向上・成長に資する支援

（ア）経営力向上に資する支援

中小企業が生産性を高めるためには、付加価値の高い製品や商品を作るのみならず、それを求める顧客に販売する販路開拓が重要である。しかしながら、中小企業は、大企業と比較して知名度が低く、資金も限られていることから、自社のみで取り組める手法や効果が限定されている。そのため、小規模事業者持続化補助金等の販路開拓支援策を継続すべきである。

また、インターネット通販をはじめとするEC市場は、経済産業省の調査によると16.5兆円を突破し年々その存在感を増しており、販売手法として中小企業が活用することが期待されていることから、ECサイトの導入や活用、および販売促進への支援を行うべきである。

3月末時点において52,214件の計画が認定されている「中小企業等経営強化法」は、中小企業自らが策定した「経営力向上計画」により自社の強み・弱みを把握し、自社の分析に基づくさらなる成長を後押しすることが可能となっている。今後も認定企業に対し、補助金申請時の加点や優先採択にくわえ、雇用関連助成金も含めた支援策を拡充し、本計画の普及を後押しすべきである。また、販売を通じ域外から利潤を獲得、域内への発注や仕入れによりその利潤を分配する中堅企業は、地域の中核企業として重要な存在であることから、同法に基づくさらなる支援を検討されたい。

【要望内容】 <経済産業省>

- 中小企業・小規模事業者の販路開拓支援（小規模事業者持続化補助金の継続・拡充、ECサイト導入や活用支援）
- 中小企業等経営強化法を活用した施策の推進、中堅企業への支援拡充など

(イ) 海外展開に資する支援

わが国の中小企業は優れた技術やサービス、製品、コンテンツなどを有しており、持続的な成長やさらなる発展に向けて海外需要を取り込む意欲が高まっている。中小企業が海外展開に臨むにあたっては、情報や人材が大企業に比べて圧倒的に不足していることから、中小企業のグローバル人材の確保・育成のため、関連施策の拡充および利便性向上を図られたい。さらに、政府が率先して戦略的かつ継続的に海外へ情報を発信し、日本の魅力やジャパンプランドの価値向上に努められたい。

海外販路開拓には展示会への出展が効果的であるが、中小企業には海外ビジネス人材等の経営資源が不足している。ついては、展示会を活用しやすくするため、公的支援機関による中小企業のブース出展機会増加や出展準備のサポート等、支援策を強化されたい。

特に、中小企業は大手企業と比較して海外拠点が限られるため、日本企業に代わって現地販売、生産、開発を行うビジネスパートナーの存在がカギとなる。しかし、信頼の置ける現地企業の情報に接する機会が少ないため、日欧産業協力センターのように、地域毎で海外企業の情報提供や中小企業のマッチング支援を強化されたい。

国際的な電子商取引（越境EC）の市場規模は、日本と米国・中国を合わせて4兆円を突破しており、インバウンド需要との相乗効果も期待できることから、中小企業・小規模事業者の海外展開の第一歩に成り得るものであり、支援策を拡充すべきである。

また、中小企業にとって、各国・地域によって必要な規格・認証が異なることや、規格・認証の取得に係る費用負担が大きいことが、海外展開を躊躇する要因の一つとなっている。各国間における規格・基準など規制の統一や調和を強力に推進するとともに、政府は、全国の中小企業が国際認証（例えば、EUにおけるCEマークやHACCPなど）の取得費用の支援を受けられるよう助成制度を創設されたい。

中小企業の中には加工食品を輸出する企業も多い。しかし、福島第一原発の事故を受け、日本産の食品は産地により輸入禁止措置や産地証明の添付など輸入規制が依然残り、輸出の妨げとなっている。輸入規制の早期の撤廃に向けて、各国政府と粘り強く協議を継続されたい。また、各国輸入規制により加工食品輸出が難しい企業に対する支援策も検討されたい。

なお、経済連携協定の締結は、関税や通商規則、サービス貿易に係る障壁などが取り除かれ、ヒト・モノ・カネの動きが円滑になることで、経済の活性化に寄与し、大企業のみならず中小企業にも恩恵をもたらすものである。ついては、昨年12月に交渉妥結に至った日EU・EPAの批准手続きの速やかな実施や、TPPの早期発効に向けた各国との連携を図られたい。また、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）や日中韓FTAなど質の高い広域経済連携協定を早期に締結するとともに、日本メルコスールEPAを推進すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、外務省、総務省、内閣府、農林水産省＞

- 中小企業における「グローバル人材」の育成に資する関連施策の拡充・利便性向上
- 戦略的かつ継続的な情報発信による日本の中小企業・製品・サービス・コンテンツの認知度向上支援
- 海外展開支援における地域毎での海外企業の情報提供や中小企業とのマッチング強化
- 中小企業の海外販路開拓の後押し（海外展示会出展支援の強化、海外展開の第一歩に成り得る「越境EC」に対する支援の拡充など）

- 各国間における規格・基準等規制の統一や調和の強力な推進
- 国際認証取得費用の中小企業向け助成制度の創設
- 国際標準化に関する政府の取り組みや最新動向の、一括かつ分かりやすい情報提供
- TPPやRCEPなど、中小企業の海外展開を後押しする広域経済連携協定の推進
- 政府の定める重点国において、国の主導による日本のコンテンツ専門放送局などの情報発信拠点（ジャパン・チャンネル）の設置、ならびにコンテンツの輸出促進のための「ジャパン・ハウス」での重点的PR、「コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業費補助金」（J-LOP4）の推進

3. 円滑な事業承継に対する支援

「大企業承継時代」が到来し、直近5年間でも全国で40万社が減少している中、取引先の廃業によって、サプライチェーンが途絶し、製造業をはじめ、産業集積地としての特性が失われる等の懸念が生じており、事業承継は個社の問題だけでなく、地域経済全体の課題となっている。そのような中で、本年度の税制改正において、事業承継の大きな課題となっていた自社株式の承継に係る税負担を解決するため、時限的に事業承継税制が抜本的に拡充されたことは高く評価できる。

当商工会議所の調査によると、事業を継続する意向があっても後継者を決定していない経営者や、具体的な検討に至っていない経営者が約5割を超えている。高齢にもかかわらず後継者が決まっていない経営者が一定割合存在するなど、後継者不在による廃業の増加が懸念される。そのため、事業承継ガイドラインの周知をはじめ、地域金融機関や支援機関を通じた「気づき」の促進や「事業承継の実行」サポートを強力に進めるとともに、抜本拡充された事業承継税制を広く周知し、今後5年間で都道府県に提出が必要な「特例承継計画」の策定を促進すべきである。

一方、事業承継の全体の課題を総合的に検討できる支援人材の育成も重要な課題となっている。事業承継の課題は、事業・人材・税務・法務など多岐に渡り、それらを総合的に俯瞰して分析・支援できる高度専門的な人材を育成することが必要である。また、金融機関、支援機関と各分野の専門家の相互連携を促す仕組みづくりを推進すべきである。

当商工会議所の調査においても、直近20年間の間に「従業員承継」や「第三者承継」といった親族外承継の割合が4分の1まで高まってきている。従業員承継を希望する企業に対しては、経営者保証ガイドラインの一層の周知や株式買取りに必要な資金調達等の支援を図るべきである。第三者承継においては、事業引継ぎ支援センターをさらに強化し、ニーズは高いが民間企業が取り扱わない小規模な事業者のM&Aを促進すべきである。

【要望内容】＜経済産業省、財務省、金融庁＞

- 事業承継ガイドラインの周知や経営者の気づきを促進する取り組みの強化
- 抜本的に拡充された事業承継税制の周知徹底と、「特例承継計画」の策定促進
- 事業承継全体の課題を総合的に検討できる人材の育成と相互連携促進
- 従業員承継など親族外承継時の課題となる障壁の早期解消（経営者保証ガイドラインの周知強化、株式の買取りなど）
- 事業引継ぎ支援体制の強化（事業引継ぎ支援センターの予算拡充、支援担当者育成など）

Ⅲ. 持続的な成長を実現するための環境整備

1. 中小企業の生産性向上を阻む取引環境の改善

人手不足が深刻化する中、「多様な人材の活躍」と「生産性向上」の両方を達成する上で「働き方改革」は重要な取り組みである。一方で、大企業の「働き方改革」の影響により、中小企業へ業務負荷のしわ寄せが及んでいるとの声もあがってきていることから、大企業の要請による一方的な業務負荷や不公正な取引条件等に対する監視の強化を図りたい。

日本企業の生産性が低い要因として、海外では有償であるサービスについても、日本では、取引慣行から無償対応が求められる等、不合理な商慣習や取引慣行が残っている点が挙げられる。個々の中小企業において対応が困難な商慣習の見直しや取引適正化に向けては、業界毎の取り組みが必要である。2016年9月15日に公表された「未来志向型の取引慣行に向けて（世耕プラン）」を受け、下請振興基準、下請運用基準の改正、手形の通達の見直しにくわえ、主要業種において「取引適正化と付加価値向上に向けた自主行動計画」が29団体において策定されたことは評価できる。しかし、中小企業からは大企業の購買等の現場まで自主行動計画が浸透しておらず、取引関係に大きな改善が見られていないとの声が寄せられている。当商工会議所の調査においても、大企業との取引を行っている企業のうち約4割において手形取引が残っており、その半数が90～120日以上の手形取引との実態もある。

政府においては、「下請法」や「独占禁止法」の運用強化や徹底、および現在18業種である下請取引ガイドラインの業種追加など拡充を図るとともに、「自主行動計画」の取引現場におけるより一層の浸透に向けたフォローアップの継続や策定団体の拡充など、下請取引および中小企業の取引適正化を進めるべきである。

【要望内容】＜経済産業省、公正取引委員会、内閣府＞

- 「世耕プラン」のフォローアップを踏まえ、公正な取引環境の実現に向けた取り組みの継続（「下請法」「独占禁止法」の運用強化、「下請取引ガイドライン」の普及・業種の拡大、「自主行動計画」の取引現場への普及・策定団体の拡充）
- 大企業の「働き方改革」の影響による、業務負荷や不公正な取引条件などの下請企業へのしわ寄せの防止、監視強化
- 取引先による技術やノウハウ等の知的財産の不当な吸い上げに関する、公正取引委員会による実態調査の実施
- 知的財産の不当な吸い上げに係る独占禁止法（優越的地位の濫用）のガイドラインの拡充、企業名の公表を含む断固たる措置の実施

2. 消費税引上げに伴う中小企業経営への影響の最小化

持続可能な社会保障制度の確立や少子化対策の充実・強化のため、社会保障給付の重点化・効率化を図るとともに、将来世代に負担を先送りせず、社会全体で公平に負担する観点から、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げは確実に実施すべきである。税率引上げに向けた経済環境の整備のため、需要変動の影響を大きく受ける耐久消費財の需要喚起策を講じるとともに、中小企業の経営力強化等を図るべきである。また、社会保障給付の一層の重点化・効率化を徹底し、社会保障財源としての消費税率引上げに対する国民の理解を深める必

要がある。

需要変動の平準化対策を講じるに際しては、中小企業の円滑な価格転嫁の実現が大前提である。依然として厳しい価格競争が続く中で、価格決定力に劣る中小企業は、価格改定について消費者や取引先から理解を得られにくく、規模が小さな企業であるほど、価格転嫁は困難である。当商工会議所は、かねてより、「消費税は価格に転嫁されること」を消費者や事業者に徹底的に広報すべきと主張してきており、今回の10%への税率引上げ時においても、国は、引き続き、強力な広報を展開するとともに、消費税転嫁対策特別措置法に基づく実効性の高い転嫁対策を強力に推進すべきである。「消費税還元セール解禁」等、転嫁対策を後退させる消費税転嫁対策特別措置法の改正は不要である。

消費税の軽減税率については、経理事務負担の増加、対象品目の線引きの複雑さ等から、事業者からは、いまだに導入反対の声が根強くあがっている。一方、2019年10月の制度導入まで残り1年2か月となっている中で、事業者は軽減税率制度に対応せざるを得ないが、その準備はほとんど進んでいないのが実態である。混乱なく軽減税率を導入するため、官民一丸となった対応が必要である。現在、複数税率対応レジや受発注システム改修の際には軽減税率対策補助金が活用できるが、事業者十分に認知されていない。事業者に対して軽減税率対策補助金の活用の周知を進めるとともに、補助金の要件緩和を図るなど、事業者の軽減税率に対する対策を促していくべきである。なお、適格請求書等保存方式（インボイス方式）は、現在の帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算を一体的に行える仕組みが定着していることを踏まえ、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

当商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に認められている外税表示の選択を可能とする措置（転嫁対策特別措置法第10条（総額表示義務に関する消費税法の特例））の恒久化を強く求めている。また、価格表示については、わが国で初めて導入される軽減税率への対応が必要となる。軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、今後、消費者に対する価格表示のわかりやすさ、売上への影響、同業他社の動向等を勘案しながら、軽減税率に対応した表示方法を検討することになる。国が、軽減税率実施に伴う価格表示の考え方を示す際には、事業者が自社にあった価格表示を選択できるよう、総額表示に偏ることなく、外税表示も含めた具体例を示すべきである。また、事業者に過度な説明責任を負わせるのではなく、国としても、軽減税率の適用の考え方等、消費者に対する広報活動を実施すべきである。

【要望内容】＜財務省、経済産業省、公正取引委員会、内閣府、消費者庁＞

- 消費税の確実な価格転嫁に向けた対策（「消費税価格転嫁対策特別措置法」に基づく転嫁拒否の取り締まり、外税表示の許容、消費税還元セール禁止の徹底）
- 消費税引上げ後の景気の下振れリスクをカバーする景気対策の実施
- 消費税引上げ後に景気が後退した場合における中小企業向け金融支援の機動的対応
- 混乱なく消費税の軽減税率を導入するための、事業者・消費者への対象品目の線引き等、十分な広報の実施（テイクアウト・イートイン等軽減税率の適用を巡る消費者からのクレーム防止に資する広報活動の実施）

- 適格請求書等保存方式（インボイス方式）は導入すべきでない
- 消費税軽減税率対策補助金の運用改善、周知強化
- 消費税引上げ時の円滑な価格転嫁や軽減税率対応を実現するための「消費税軽減税率対策窓口相談等事業」の拡充

3. 新たな可能性を後押しする中小企業金融の推進

わが国経済の緩やかな改善傾向と金融政策なども相まって、中小企業の資金繰りも回復基調にある。金融機関の金融仲介機能の発揮により企業の成長と地域経済の活性化をさらに促進すべく、2016年には、金融庁により、金融機関が自主的に取り組みを考え、点検・評価・開示するものとする「金融仲介機能のベンチマーク」が策定されている。また、本年度末の「金融検査マニュアル」廃止後、「実質・未来・全体」の視点で監督される金融機関は、自身の経営理念や事業戦略に基づき、担保や保証だけに頼らない事業性評価融資の推進と企業の本業に対する支援を本格化させるため、ビジネスモデルや将来性、事業価値の把握に注力することとなる。事業性評価融資により、中小企業に引き続き十分な資金が行き届くようにするためには、中小企業と金融機関双方の努力により信頼関係を強化する必要がある。経営者は、自身の金融リテラシーを高め、金融機関と日頃のコミュニケーションを密にする中で十分な情報開示を行わなければならない。金融機関側では、企業の事業性を適切に評価する入り口として、金融機関が経営者と同じ目線で企業の状態を把握し、情報の非対称性解消に資する「ローカルベンチマーク」の活用を推進されたい。

現在、運転資金を含め法人企業の借入れの大半は長期融資であり、金融機関からのモニタリングが長期間不要であるため、企業の実態に即した支援が行いづらい状態にある。資金用途に応じた適切な枠内の短期継続融資、特に専用当座貸越の場合は、企業のキャッシュフロー改善はもとより、金融機関のモニタリングも可能となり、より柔軟できめ細やかな支援につながる。金融検査マニュアル改訂の際も、「短期継続融資は金融機関の目利き力発揮の一手法となり得る」ことが示されているが、事業性評価融資の一つとして、さらなる利用促進に向け、金融機関に対する指導を行われたい。

また、中小企業の思い切った事業展開や早期の事業再生を金融面から後押しするものとして、一定の条件下で経営者の個人保証を求めない「経営者保証に関するガイドライン」が2013年に公表されている。しかし、当商工会議所が行ったアンケート調査によると、ガイドラインについての認知度は極めて低く、金融機関からの説明も受けたことのない経営者は半数以上にのぼっている。また、経営者の個人保証は、中小企業の事業承継においても、早期の代表者交代を阻害する一因となっている。新たな可能性を後押しする中小企業金融を推進するにあたって、同ガイドラインは中小企業、経営者および金融機関の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化に資するものである。法人と個人の明確な分離や適切な情報開示など、経営者側が満たすべき要件があること、金融機関は経営者へ十分な説明を行うこと等、経営者と金融機関双方の理解を深め、ガイドラインの活用促進を図られたい。また、信用保証協会による保証付の融資においても、借換・条件変更時や事業承継時において、一定の条件のもとで経営者保証を不要とする運用が開始している。経営者保証に関するガイドラインの活用を促進する中で、この点についても金融機関から経営者に対して説明を行い、運用の徹底を図られたい。

さらに、現在、47都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」は、2017年度に

1,600件超の相談が寄せられ、1,107件の再生計画策定支援を行っている。本協議会は経営不振に陥る中小企業の事業再生にとって欠かせない存在となっていることから、経営改善計画の策定など、支援体制を強化すべきである。

【要望内容】 <経済産業省、金融庁>

- 「金融検査マニュアル」廃止後を見据えた事業性評価融資の推進、金融機関の目利き力向上（「ローカルベンチマーク」の活用、事業性評価融資の一環として短期継続融資（専用当座貸越）の推進など）
- 「経営者保証に関するガイドライン」のさらなる活用に向けた経営者に対する周知、金融機関に対する指導の徹底
- 「中小企業再生支援協議会」など、産業競争力強化法に基づく中小企業・小規模事業者支援体制の強化（経営改善計画策定支援の拡充など）

4. 中小企業が積極的に設備投資・ビジネス展開するための環境整備・制度改革

(1) 社会保障改革の推進

わが国が直面している「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題は、中小企業・小規模事業者が将来に対して不安を持ち、積極的な設備投資等に踏み切れない大きな外部要因の一つとなっている。社会保障制度を支える保険料は増加の一途を辿っており、事業主負担は限界に近づきつつある。ついては、制度における重点化・効率化を徹底するとともに、余力ある高齢者の負担割合をより高めていく等、世代間における公平な負担の分配や、受益者負担の適正な引上げ等、一步踏み込んだ改革の断行により、現役世代や事業主の社会保険料負担軽減を図るべきである。なお、少子化対策・子育て費用は、厚生年金適用事業者が支払う拠出金ではなく、税による恒久財源を確保すべきである。また、全世代型の社会保障制度と財源確保のあり方（保険料・受益者負担・診療報酬）について、国民的議論を行う場を早急に設置し、検討を始める必要がある。

【要望内容】 <厚生労働省、財務省、内閣府>

- 社会保障制度における重点化・効率化の徹底
- 世代間における適正な負担の分配や受益者負担の適正な引上げなどの改革の推進による現役世代や事業主の社会保険料負担軽減
- 少子化対策・子育て費用は、社会全体の負担（税）による恒久財源で手当てすべき
- 2040年度を見据え、国民的議論の下、世代間のバランスや応能負担の視点に立った全世代型の社会保障制度の再構築

(2) 産学公連携推進および知的財産の創造・活用・保護に対する支援

新製品やビジネスモデルの創出に関して、産学公連携による取り組みは、各々の弱みを補完するとともに、強みが掛け合わされることで相乗効果を生み出し、付加価値を一層高めるものとして有効である。その成否の鍵を握るコーディネーターについて、優秀な人材を「産学連携のプロ」と認定し、大学での専門人材確保につなげる制度づくりが議論されている。同制度を通じてマッチングや事業化に長けたコーディネーターの育成を強化されるとともに、コーディネ

ネーターと大学等とのマッチングにも取り組まれない。

さらに、中小企業が研究開発した技術やノウハウを活用してイノベーションの創出やブランドの確立を行い、オープン&クローズ戦略で知的財産を経営に生かすことは、生産性向上と持続的な成長につながるものである。企業における知的財産の創造、活用を促進するためには、発明や研究開発を奨励する取り組みとともに、知的財産が人材・設備投資の成果として尊重され、ビジネスにおける安定的な利活用が極めて重要であることから、各制度の普及や、悪質な侵害行為から知的財産を保護する体制を構築されたい。

わが国コンテンツ産業がさらなる成長を遂げるためには、国内外の需要拡大・獲得に向けて積極的かつ戦略的に展開することが必須である。また、インターネットによるコンテンツ展開が加速する中、模倣品・海賊版等の著作権侵害コンテンツの取り締まりは重要性を増しており、政府間協議等を含め徹底的な対策に取り組まれない。

【要望内容】 <文部科学省、内閣府、経済産業省、特許庁、金融庁、内閣官房>

- 大学・研究機関と企業とのマッチングから製品化まで支援を行うコーディネーターの育成強化
- 特許裁判について、損害賠償額が「通常の特許実施料相当額」を上回るよう法定化、増額につながる考慮要素の明確化
- 諸外国の事例を参考にした、特許権等に対する悪質な侵害行為を防止するための制度の検討および早急な対応
- 中小企業の特許料金の一律半減制度や、特許取得の経営上のメリットに関する分かりやすい説明会の継続的かつ全国各地での開催
- 知的財産権の申請書類の簡素化（出願、審査請求、早期審査、減免制度の一括申請、申請様式の簡易化や宣誓方式への変更、添付を要する証明書類の削除）
- 中国の知財金融の研究、金融機関を対象にした「知財ビジネス評価書作成支援」の拡充、知的財産の事業性評価を活用した融資制度の普及の強力な推進
- 中小企業の商標権取得について、権利取得までの審査期間が伸びていることから、ブランドの育成・保護、及び早期権利化のための商標出願に係る審査体制の強化
- 侵害サイトに誘導するためのリンクを集めて掲載するリーチサイト等の全容解明、取り締まり強化に向けた法制面・技術面などの多様かつ早急な対策
- 改正著作権法における柔軟性のある権利制限規定の広範かつ丁寧な周知、著作権者の権利が適切に保護されるための普及啓発
- 著作物の利用円滑化に向けた、著作権者不明等の場合の裁定制度の改善、権利情報を集約したデータベース等によるライセンスの環境整備

(3) 「経済成長・環境・安定供給の同時達成」のための取り組みの促進

「エネルギー政策」は、国民生活と事業活動の基盤となる極めて重要な政策課題であり、安全性を大前提に、安定供給・経済効率性・環境適合性を考慮しバランスのとれた政策を今後とも実現する必要がある。しかし、東日本大震災から7年が経過した現在も、電気料金上昇の影響が、電力多消費産業をはじめとする製造業はもちろん、幅広い産業に依然として悪影響を及ぼしている。熾烈な国内外の競争に臨む中小企業にとってその負担が足枷となっており、今後

も電気料金の高止まりが続いた場合、企業の倒産・事業撤退等により、国内経済活動が縮小することも懸念される。については、産業界の電気料金負担を十分に抑制する諸施策を通じ、経済成長、環境、安定供給を同時達成するエネルギー政策の推進を図りたい。

2012年より開始した再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）に基づく賦課金負担により、事業主は過重な負担を強いられている。政府は昨年4月に改正F I T法を本格施行し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担抑制の両立を目指している。短期的な取り組みとして買取価格の大幅引き下げ等にて負担抑制を図るとともに、制度改正の検証に基づき制度の抜本的見直しを行うべきである。くわえて、将来的にはF I T制度に依存しない再生可能エネルギーの自立に向け、コスト削減につながる技術開発支援等に取り組むべきである。

また、電気料金の抑制には、省エネに対する事業主の自主的な行動も効果的だが、昨年3月に経済産業省と日本商工会議所が行った調査によると、地球温暖化問題に関心があり、対策に取り組む意欲があっても、費用捻出が難しく、専門人材の不足や具体的な取り組み内容への理解の不足等により、地球温暖化対策に取り組めていない中小企業も多い。については、中小企業の経営改善や業務効率化を通じた省エネ対策の取り組み促進に向け、ハード・ソフト両面での支援を拡充されたい。

あわせて、「水素エネルギー」は低炭素なエネルギー源であり、エネルギー源の多様化や災害時の非常用電源としても期待される。推進にあたっては、安全性の担保を前提としつつ、低コスト化や導入の容易さの向上を図るための規制緩和や技術開発等の推進を支援されたい。政府は、第5次エネルギー計画で、2050年に向けたエネルギー選択の評価軸として「より高度な3E+S」を掲げた。今後、具体的政策立案に向け検討が開始されるにあたっては、「3E+S」の4つの評価軸が並列して語られるべきであり、脱炭素化という言葉のみが特出して使用されるべきではない。また、「脱炭素化を前提とした」議論など、他の重要評価軸と優劣が生じるような議論はすべきではない。

【要望内容】 <資源エネルギー庁>

- 中小企業の経営改善にもつながるハード（省エネ設備に対する補助等）・ソフト（省エネ診断、地域における相談窓口、専門家派遣等）両面での支援
- 国民負担抑制を最優先事項に据えた再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）の抜本的な見直しの実行
- F I T制度の根本的な見直しを含めたあり方の検討、コスト削減につながる技術開発支援等による再生可能エネルギーの普及支援
- 政府全体における「3E+S」のバランスの取れた政策の立案・実行

（4）国際競争力強化に向けた着実なインフラの整備

「首都東京のさらなる発展・国際競争力強化」と「地方創生」は、わが国の経済成長における車の両輪である。日本の首都として国家戦略特区を活用した国際ビジネス環境の整備を行いつつ、「一極集中型」から「対流型首都圏」への転換を図り、さまざまな主体の連携・交流や地域間の対流を創出することで、新たな活力や付加価値を生み出すことが求められる。そのためには、災害リスク低減にもつながる陸・海・空の交通ネットワーク強化と都市防災力の向上が重要である。人流・物流を活発化し、民間投資や広域観光需要を誘発する社会資

本整備として、外環道（関越～東名間）をはじめとした道路ネットワークの形成や、首都圏空港や京浜港の機能強化を図るとともに、首都直下地震に備えた耐震化や帰宅困難者対策、インフラ老朽化対策などの防災・減災対策の推進による都市防災力の強化に向け、着実、かつ迅速に取り組まれない。

【要望内容】 <国土交通省、内閣府>

- 首都・東京の国際競争力強化
- 国家戦略特区を活用した国際的ビジネス環境の整備、まちのにぎわい創出
- 陸・海・空の交通ネットワーク強化（外環道・圏央道の整備促進や、都心と首都圏空港間のアクセス改善をはじめとした鉄道交通網の強化、京浜港の整備促進、首都圏空港の処理能力強化と就航都市数の増加など）
- 防災力の強化（耐震化推進や木密地域の早期解消、帰宅困難者対策の推進など）、インフラ老朽化対策

5. 中小企業の実態に即した施策の運用と行政手続の簡素化

「IT導入補助金」等では、中小企業・小規模事業者の利便性に配慮し、書類の電子化・簡素化などの配慮がなされているが、補助金の申請から実施完了までの期間が非常に短いとの声が多くあがっている。生産性向上を目指す地域経済の担い手たる中小企業の施策活用を促進するため、単年度での予算措置の見直しなどさらなる利便性向上を図られたい。

近年、各施策の利用が相互の加点要素となるなど、企業のさまざまな取り組みを後押しする仕組みとなっているが、同時に、中小企業にとっては複雑で分かりづらい制度となっている。「ミラサポ」などのWEBサイトなどを通じて事業者に分かりやすく周知するとともに、よりニーズや実態に即して簡素化を図られたい。

また、社会保険・税制関連・補助金等に関する行政手続は、とりわけ、ヒト・モノ等の経営資源に限られる中小企業の生産性を低下させていることから、電子化・書式の簡素化・統一化・提出先のワンストップ化等による、事務負担の軽減に努められたい。

【要望内容】 <財務省、総務省、経済産業省>

- 中小企業・小規模事業者のニーズや実態に即した仕組みづくりと運用の徹底（施策PRの強化、各種施策の単年度での予算措置の見直し、助成金等に係る審査期間の短縮）
- 社会保険、税、補助金・助成金の申請・報告におけるICT活用および電子化促進、提出書類の簡素化（ワンスオンリー）、提出先のワンストップ化、地方自治体毎に異なる書類の様式や手続・納税期限の統一化

6. 観光立国実現や地域活性化に向けた取り組みの強化

観光は関連する産業の裾野が広く、地域に大きな経済波及効果をもたらすばかりではなく、魅力ある都市の形成や伝統継承・文化創造など地域社会の価値向上に重要な役割を果たしている。訪日ビザ発給要件の緩和や消費税免税制度の拡充等を背景に、訪日外国人旅行者数は2017年に2,800万人を超え、今後も増加が続くことが予想されている。こうした中、2年後に控えた東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界に日本の魅力を発信できる絶好の機会

である。政府は「明日の日本を支える観光ビジョン」において、2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人の目標を掲げているが、わが国が真の観光立国となるためにも、本大会を好機として捉えながら、さまざまな観光振興策に取り組んでいく必要がある。

観光の基幹産業化に関しては、産業を担う中小企業も含めた事業者が、インバウンド対応を通じ「稼ぐ力」を高め、観光需要を着実に獲得していくことが不可欠である。については、マーケティング支援、決済環境の利便性向上、拡充後の消費税免税制度への対応支援などによる、中小企業におけるインバウンド対応力の向上に関する支援に取り組みたい。

さらに、リピーターとなりうる訪日外国人旅行者は日本の生活・文化体験（コト消費）を求めていることから、ニーズに対応した観光資源の磨き上げはもとより、広域連携による新たな観光需要の創出も重要である。

また、欧米を中心とする外国人旅行者は、日本の歴史や伝統にくわえ、文化に対する期待が大きい。映画・アニメ等を観光資源として活用することは、わが国への誘客を促し新たなファンづくりにつながるだけでなく、東京2020大会に向けた機運醸成にも有効である。については、コンテンツ産業の振興を推進し、わが国のコンテンツを積極的に国内外に発信することが重要である。

【要望内容】 <国土交通省、観光庁、経済産業省>

- 中小企業のインバウンド対応力向上支援（マーケティング支援、決済環境の利便性向上、拡充後の消費税免税制度への対応支援）
- 観光資源の磨き上げ（コンテンツ産業振興、観光資源の開発や、ナイトタイム需要の創出、まち歩きを楽しめる環境整備、広域連携の強化）

以上

2018年度第7号
2018年7月27日
第210回議員総会決議